

【諮問第219号】

20川情個第51号
平成20年12月12日

川崎市人事委員会
委員長 西澤 秀元 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立て
について（答申）

平成20年1月10日付け19川人委調第400号で諮問のありました公文書開示
請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成19年11月26日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「健康福祉局が保育士の私を本人の意思を無視し強制的に技術助手に変更させた件で、人事委員会に取消しを求め不利益処分請求をしたところ、9ヶ月間も放置していながら、口頭審理や書面審査等も行わず却下するという暴挙をした人事委員会の審議記録とその伺い」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、開示請求の中の「人事委員会の審議記録」を平成18年（不）第1号事案に係る人事委員会議事録、「その伺い」を人事委員会に議事等を提出するための回議書と特定し、条例第8条第1号及び条例第8条第4号に該当する部分を不開示として、平成19年12月10日付けで部分開示処分を行った。当該文書中の不開示とした部分については別表「対象公文書及び不開示箇所一覧」（以下「別表」という。）に記載のとおりである。

異議申立人は、平成19年12月27日付けで、「開示されたものは請求者自身の内容にもかかわらず、黒塗りの部分が多く、納得できません。」として全部開示を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第219号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成20年3月19日付け意見書及び同年5月12日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は不開示とした部分について、条例に規定された不開示情報であるとして機械的に言及しているが、異議申立人自身に関する記述部分については、すべて開示するべきである。
- (2) 第三者からの開示請求であれば実施機関の対応は理解できるが、異議申立人本人の情報なので開示できる。
- (3) 対象公文書の中には、異議申立人自身が作成した文書も含まれており、それすらも開示されていない部分があり納得できない。
- (4) 裁決書に関しては、全国人事委員会連合会編集の地方公務員人事判定集が出版されており、裁決書を非公開とすることは矛盾がある。
- (5) 自身の不利益処分についての不服申立てに関する審議経過を知る権利があり、また、その実態を広く市民等に知らしめるために公文書の開示請求を行った。

4 実施機関の主張要旨

平成20年2月18日付け処分理由説明書及び同年12月10日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 人事委員会が行う不利益処分についての不服申立てに係る事務は、職員の個人情報

報はもちろんのこと、個人識別性はないが個人の権利利益を害するおそれがある情報、人事管理という秘密保持性の強い事務事業に係る情報が多く含まれている。そのため、公文書開示請求に際しては、行政の透明性を確保し、人事委員会が第三者機関として公正中立な判断を行っていることの説明責任を果たすためにも、可能な限り開示していくべきである一方、情報を開示することで、人事委員会に対する信頼を損ね、将来の事務事業の執行に支障を及ぼすことのないよう最大限の配慮をしなければならないところである。

- (2) 公文書開示請求において、自己に関する情報について開示請求があった場合であっても、第三者から請求があった場合と同様に取り扱い、条例第8条第1号の不開示情報に該当すれば、たとえ請求者本人に関する個人情報であっても不開示とすることになる。本件請求において、対象公文書中に異議申立人本人の情報が含まれているが、前述の考え方に基づき開示、不開示の決定を行った。
- (3) 開示対象公文書中、氏名、かな(カナ)氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、性別については、条例第8条第1号の特定の個人を識別できる情報であるため不開示とした。また、所属部課名、勤務場所、補職名については、条例第8条第1号の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報として不開示とした。さらに、給料表の級・号給、給与支給明細書控の支給年月日・給料表区分・受領印欄以外の部分は、条例第8条第1号の個人の権利利益を害するおそれがある情報として不開示とした。
- (4) 開示対象公文書中、平成18年(不)第1号事案に係る裁決書(案)については、条例第8条第4号の事務又は事業に関する情報に該当するため不開示とした。当該文書は、最終的な裁決がされる前段階において、事案を検討するために用いた補助資料である。今後、加除修正が予定されている文書であり、仮に開示したとすると、審査過程における意思形成過程が明らかになり、今後の事務に著しい支障を与えかねないと判断したためである。
- (5) 本件は情報公開条例による請求ではなく、個人情報保護条例による開示請求であるべきと考え、開示決定を行う前に異議申立人(開示請求者)に対し確認を行うよう情報公開担当に依頼をしたが、異議申立人(開示請求者)からは公文書開示請求を行うと回答があった。

5 審査会の判断

本件の争点は、(1)請求者(異議申立人)本人に関する個人情報につき、市の情報公開条例に基づく本人からの開示請求が認められるか否か、(2)本件対象公文書中の不開示処分は妥当であったかどうかの2点である。後者は、本件における条例第8条第1号(個人に関する情報)及び条例第8条第4号(事務又は事業に関する情報)の適用が妥当であったかどうかである。

(1) 本人の個人情報の開示請求について

すでに「4 実施機関の主張要旨」の項において述べたように、本件対象公文書中の情報の中には請求者本人の個人に関する情報が多数含まれているところ、実施機関は、本件請求はあくまで情報公開請求であり、請求者が本人であるか、

その他の第三者であるかを問わず、個人に関する情報であれば不開示処分をすることになるとしている。

そこで、市の情報公開条例が請求者本人による自己の個人に関する情報公開請求（以下「本人開示」という。）を認めているかどうかについて検討してみると、川崎市においてはすでに個人情報保護条例が存在しており、情報公開条例と個人情報保護条例では開示の範囲が異なるだけでなく、不開示にする場合に考慮すべき根拠も異なり、また本人に対してでも開示することが適切でない情報の範囲の定め方の違いなど両者の不開示情報の範囲や性質も異なった定めをおいている。さらに情報公開条例においては本人開示の前提となる本人確認の手続もおかれていないほか、条文の構造からしても、個人に関する情報については、本人に関する情報か否かの区別はなされていない。したがって、請求者本人からの自己情報の開示請求は、市の個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求手続によって処理するのが適切である。この点については、すでに当審査会の前身である川崎市公文書公開審査会の答申（平成11年12月22日付け11川公審第23号、諮問第68号）においても同旨の判断がなされているところである。なお国の情報公開法のもとでも、情報公開法が本人開示を認めない趣旨であることは明らかであるとした内閣府情報公開審査会答申（内閣府情報公開審査会答申13-138「特定個人に係る診療録の不開示決定に関する件」）があり、これらの事情は川崎市においても異なるものではない。

以上により、本件公文書開示請求において、自己に関する情報について請求された場合であっても、第三者からの請求と同様に取り扱い、個人に関する情報として不開示情報に該当すればたとえ本人であっても不開示とした実施機関の処分は妥当というべきである。

（2）不開示処分の妥当性について

ア 本件対象公文書は別表記載の通りであるが、対象公文書中の「個人に関する情報」（別表中「1 条例第8条第1号該当箇所（氏名、住所、生年月日等）」として記載された部分）として不開示情報とされた、氏名、かな（カナ）氏名、印影（各ページ割印を含む）、生年月日、住所、電話番号、性別は「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかであり、また、所属、勤務場所、補職名も「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」情報に該当する。また、給料表の級・号給、給与支給明細書は、それだけでは「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」のある情報というべきである。さらに、これらの「個人に関する情報」は条例第8条第1号ただし書きアからエにも該当すべき情報とはいえない。したがって、本件対象公文書中の上述の情報を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

イ 次に、別表に「2 条例第8条第4号該当箇所（委員会内検討補助資料）」として記載され、不開示とされたものは、協議第15号関係書類であり、その内容は異議申立人の実施機関への審査請求に対する裁決書案（19川人委審第42号回議書と同一内容）である。この点、実施機関は、人事委員会による不

服申立てに対する審査結果は、合議体として意思決定した裁決によって行われ、審査内容、裁決に至る理由等については、必要と認める範囲内で当該裁決書においてのみ述べられ、したがって、加除修正が予定されている裁決書案は開示が想定されていないと考えるのが相当であるとしている。そして、仮に審査過程における意思形成過程があきらかになれば、委員の自由で率直な考え、意見の交換が阻害されるおそれがある等、無用の誤解や混乱を招き、今後の不服申立事務に著しい支障を与えかねず、これらの情報は条例第8条第4号の「事務又は事業に関する情報」に該当するとした。なお実施機関は平成20年7月9日付け補足資料において、条例第8条第4号該当性について補充し、本件開示請求は裁決後に行われたものであり、条例第8条第3号の「当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合」ではなく、「将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある」ため、同条第4号柱書きに該当する旨根拠条文について補足している。

この点については次のように判断する。人事委員会への審査請求に対する裁決は、地方公務員法に基づいて人事委員会が行う準司法的作用であり、公正中立な第三者性の保持と適正な手続によって履践されるべきものである。このような観点からすると、裁決書案を公にした場合は、実施機関の審議における合議制の意義又はその実情、更には裁決書案の性格からみて、委員間の率直な意見の交換に影響を及ぼす蓋然性があり、ひいては法に基づく不服申立制度の趣旨を揺るがすおそれがないとはいえない。いいかえれば、人事委員会における裁決書案の開示は制度上予定されたものとは言えず、通常の実施機関における「審議検討」情報とは性格を異にしているものというべきである。したがって、以上に関する実施機関の判断は条例第8条第4号柱書きを根拠にしたものとして妥当と解することができる。

ウ なお、別表に「3 条例第8条第4号該当箇所（本件以外の議事で、検討内容が示されている議事録部分）」として記載された部分は、条例第8条第4号により不開示とされているが、当該部分は本件審査請求事案以外の審議記録であって、異議申立人の開示請求事項の範囲を超えたものであり、本件異議申立ての対象外である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子